

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、横浜市立小学校の教諭が、通勤手当を支給されながらそれを通勤手当の用に充てず、同僚職員の車に同乗して退出勤することで、横浜市ないしは神奈川県が財政支出を不適切ないし不当に収受したため、通勤手当を返還させること等を求めています。

通勤手当については、通勤手当の決定は市が行い、それに基づく支出行為は市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 135 号）第 1 条に基づき神奈川県が行っています。いずれの行為についても市に損害は発生しません。本市に損害をもたらさない行為は本市に対する住民監査請求の対象にはならない（最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決）と解されているため、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。